

新型コロナウイルス感染症対策マニュアル

特定非営利活動法人好望・恕
令和３年６月現在

感染防止に向けた取り組み

施設等における取組	（感染症の再徹底） ○ 感染防止に向け、職員間での情報共有を密にし、感染防止に向けた取組を職員が連携して推進 ○ 積極的疫学調査への円滑な協力が可能となるよう、症状出現後の接触者リスト、ケア記録、勤務表、施設内に出入りした者の記録等を準備 ○ 新しい生活様式の徹底 （施設への立ち入り） ○ 施設内入室時の検温、マスク着用、手指アルコール消毒等の徹底 ○ 業者等による物品の受け渡し等は玄関前で行い、施設内に立ち入る場合については、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には入室を断る ○ 施設内に出入りした者の氏名、来訪日時、体温等記録してもらう
職 員 の 取 組	（感染症対策の再徹底） ○ マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等を徹底 ○ 出勤前に体温を測定し、発熱等（37.5℃以上）の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底 解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまで同様の取り扱いとする。なお、このような状態が解消した場合であっても引き続き当該職員の健康状態に留意 ○ 感染が疑われる場合は「新型コロナウイルス感染症についての相談・受信の目安」を踏まえて適切に対応 ○ 職場外でも感染拡大を防ぐための取組が重要。換気が悪く、人が密になって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等の対応を徹底
ケア等実施時の取組	（基本的な事項） ○ 感染拡大防止の観点から「3つの密」（「換気の悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声する密接場所」）を避ける必要があり、可能な限り同じ時間帯・同じ場所での実施人数の縮小、定期的な換気、お互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上の距離の確保等利用者同士の距離への配慮、声を出す機会の最小化、マスクの着用、清掃の徹底、共有物・施設内の消毒の徹底、手指衛生の徹底 （送迎時等の対応） ○ 送迎車に乗る前に、体温を確認し発熱（37.5℃以上）が認められる場合には、利用を断る ○ 送迎時には窓を開ける等換気に留意。送迎後に利用者の接触頻度が高い場所（手摺、ドアノブ等）を消毒 ○ 発熱により利用を断った利用者については、居宅介護事業所等に情報提供。 ○ 岩手県衛生主管部局及び盛岡市、盛岡市保健所と十分に連携の上、必要となる代替サービスの確保・調整等、利用者支援の観点で必要な対応がとられるように努める

新型コロナウイルス感染症に感染した者等が発生した場合の取組

	定義	① 情報共有・報告等	② 消毒・清掃等	③ 積極的疫学調査への協力等	(4) 感染者対応/ (5) 濃厚接触者への対応	
					職員	利用者
感 染 者	医療機関が特定 ・PCR 陽性の者	・利用者等に発生した場合、速やかに管理者等に報告し、施設内で情報共有 ・盛岡市、家族等に報告 ・主治医及び居宅支援事業所に報告	・居室及び利用した共有スペースを消毒・清掃。手袋を使用し消毒用エタノールまたは次亜塩素酸ナトリウム液で清掃等 ・保健所の指示がある場合は指示に従う	・利用者等に発生した場合、保健所の指示に従い、濃厚接触者の特定に協力 ・可能な限り利用者のケア記録や面会者の情報を提供	・原則入院（症状等によっては盛岡市・保健所の判断に従う）	・原則入院。高齢者や基礎疾患を有する者以外の者については症状等によっては盛岡市・保健所の判断
感染が疑われる者	<u>施設等が判断</u> ・風邪症状 37.5℃以上の発熱が 2 日程度続いている者又は強いだるさや息苦しさがある者、医師が総合的に判断した結果感染を疑う者 ※PCR 陽性等判断が確定前の者	・利用者等に発生した場合、「相談センター」に電話連絡し、支持を受ける ・速やかに管理者等に報告し、施設内で情報共有 ・盛岡市、家族等に報告 ・主治医及び居宅介護事業所に報告		・利用者等に発生した場合、当該施設等において感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる者を特定 ・特定した利用者について居宅支援事業者等に連絡	・「相談センター」に電話し、指示を受ける	
濃 厚 接 触 者	<u>保健所が特定</u> ・感染者と同室、長時間接触 ・感染者の気道分泌液等に直接接触				・自宅待機を行い、保健所の指示に従う ・職場復帰時期については、発熱等の症状の有無等も踏まえ、保健所の指示に従う	・自宅待機を行い、保健所の指示に従う。居宅介護支援事業所は、保健所と相談し、生活に必要なサービスを確認
感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる者	<u>施設等が特定</u> ・「感染が疑われる者」と同室・長時間接触 ・「感染が疑われる者」の気道分泌液等に直接接触				・発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、保健所の指示に従う。復帰時期については上覧に同じ ・発熱等の症状が無い場合は、保健所と相談の上、疑われる職員数等の状況も踏まえ対応	

感染防止に向けた取り組み

施設等における取組	（感染症対策の再徹底） ○ 感染の疑いについてより早期に把握できるよう、日頃から利用者の健康の状態や変化の有無に留意 ○ 積極的疫学調査への円滑な協力が可能となるよう、症状出現後の接触者リスト、ケア記録、勤務表、施設内に出入りした者の記録等を準備 ○ 感染防止に向け、職員、世話人間での情報共有を密にし、感染防止に向けた取組を連携して推進 （施設への立ち入り） ○ 面会は、緊急やむを得ない場合を除き、制限すること。 ○ 業者等による物品の受け渡し等は玄関前で行い、施設内に立ち入る場合については、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には入室を断る ○ 施設内に出入りした者の氏名、来訪日時、体温等記録してもらう
世 話 人 の 取 組	（感染症対策の再徹底） ○ マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等を徹底 ○ 出勤前に体温を測定し、発熱等（37.5℃以上）の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底 解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまで同様の取り扱いとする。なお、このような状態が解消した場合であっても引き続き当該職員の健康状態に留意 ○ 感染が疑われる場合は「新型コロナウイルス感染症についての相談・受信の目安」を踏まえて適切に対応 ○ 職場外でも感染拡大を防ぐための取組が重要。換気が悪く、人が密になって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等の対応を徹底
実施の際の留意点	（基本的な事項） ○ 感染拡大防止の観点から「3つの密」（「換気の悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声する密接場所」）を避ける必要があり、可能な限り同じ時間帯・同じ場所での実施人数の縮小、定期的な換気、お互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上の距離の確保等利用者同士の距離への配慮、声を出す機会の最小化、マスクの着用、清掃の徹底、共有物・施設内の消毒の徹底、手指衛生の徹底 ○ 発熱により利用を断った利用者については、居宅介護事業所等に情報提供。

新型コロナウイルス感染症に感染した者等が発生した場合の取組

	定義	① 情報共有・報告等	② 消毒・清掃等	③ 積極的疫学調査への協力等	(4) 感染者対応/ (5) 濃厚接触者への対応	
					職員	利用者
感 染 者	医療機関が特定 ・PCR 陽性の者	・利用者等に発生した場合、速やかに管理者等に報告し、施設内で情報共有 ・盛岡市、家族等に報告 ・主治医及び居宅支援事業所に報告	・居室及び利用した共有スペースを消毒・清掃。手袋を使用し消毒用エタノールまたは次亜塩素酸ナトリウム液で清掃等 ・保健所の指示がある場合は指示に従う	・利用者等に発生した場合、保健所の指示に従い、濃厚接触者の特定に協力 ・可能な限り利用者のケア記録や面会者の情報を提供	・原則入院（症状等によっては盛岡市・保健所の判断に従う）	・原則入院。高齢者や基礎疾患を有する者以外の者については症状等によっては盛岡市・保健所の判断
感染が疑われる者	<u>施設等が判断</u> ・風邪症状 37.5℃以上の発熱が 2 日程度続いている者又は強いだるさや息苦しさがある者、医師が総合的に判断した結果感染を疑う者 ※PCR 陽性等判断が確定前の者	・利用者に発生した場合、「相談センター」に電話連絡し、支持を受ける ・速やかに管理者等に報告し、施設内で情報共有 ・盛岡市、家族等に報告 ・主治医及び居宅介護事業所に報告		・利用者等に発生した場合、当該施設等において感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる者を特定 ・特定した利用者について居宅支援事業者等に連絡	・「相談センター」に電話し、指示を受ける	
濃 厚 接 触 者	<u>保健所が特定</u> ・感染者と同室、長時間接触 ・感染者の気道分泌液等に直接接触				・自宅待機を行い、保健所の指示に従う ・職場復帰時期については、発熱等の症状の有無等も踏まえ、保健所の指示に従う	
感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる者	<u>施設等が特定</u> ・「感染が疑われる者」と同室・長時間接触 ・「感染が疑われる者」の気道分泌液等に直接接触				・発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、保健所の指示に従う。復帰時期については上覧に同じ ・発熱等の症状が無い場合は、保健所と相談の上、疑われる職員数等の状況も踏まえ対応	・保健所と相談の上、保健所の指示に従う